ケアプランステーションここあ石山 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 近畿予防医学研究所(以下「事業者」という。)が開設するケアプランステーション ここあ石山の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介 護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、 その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、 多様なサービス 提供事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - (3) 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介 護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。
 - (4) 前3項のほか、「大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成27年条例第53号)」を遵守する。

(事業所の名称及び所在地)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - (1) 名称 ケアプランステーションここあ石山
 - (2) 所在地 滋賀県大津市栄町2番5号

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名
 - 管理者は、当事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し 込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
 - (2) 介護支援専門員 1名以上
 - 介護支援専門員は、要介護者の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス等を適切に利用できるようサービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、

サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。そのほか各種相談に対する助言等を行う。

(3) 事務職員 必要に応じて配置し、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。但し、12月29日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。 留意事項:電話により24時間常時連絡が可能な体制を取るものとする。営業日及び営業時間以外に相談又は打ち合わせ等を希望される場合は、担当の介護支援専門員に事前の申し出により対応するものとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

- 第6条 介護支援専門員は、定期又は随時、利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況等、その課題を分析し、支援を行うものとし、その主な内容等は次のとおりとする。
 - (1) 利用者の相談を受ける場所 : 第3条に規定する事業所内の相談室、利用者宅
 - (2)使用する課題分析票の種類 : 包括式自立支援プログラム(※MDS-HC方式、三団体ケアプラン策定研究会方式、日本介護福祉士会方式、日本訪問看護振興財団方式、全国社会福祉協議会方式等)
 - (3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 : 月1回以上
 - (4) サービス担当者会議の開催場所、頻度: 事業所内の相談室や関係事業所の相談室など、個人情報の保護が図られる場所を活用し、緊急時の場合など、随時開催
 - (5) 主な支援の内容 : 居宅サービス計画の作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要 時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等

(利用料その他の費用の額)

- 第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準による額(介護報酬の告示上の単位数により算定した額)とし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者から直接利用料の支払いを受けない。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領が出来ない場合は、利用者からの支払いを受領するものとする。
 - 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定居宅介護支援に要した交通費は、利用者からその実費の支払いを受けることができる。受領する実費は、当事業所と利用者宅までの標準的な訪問経路の区間の内、通常の事業の実施地域以外の区間での公共交通機関利用実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、当事業所と利用者宅までの標準的な訪問経路の区間の内、通常の事業の実施地域以外の区間を【30円/km】として計算し、これを燃料代として受領する。

- 3 前項の交通費の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して事前 にその額等に関して文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 4 利用料の支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対して、利用料その他の費用【個別の費用でとに区分】について記載した領収証を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大津市のうち膳所・晴嵐・南・瀬田・瀬田第二地域包括支援 センター担当地区とする。

(研修の確保)

- 第9条 居宅介護支援等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後1月以内
 - (2) 継続研修 年2回

(秘密保持)

- 第10条 従業者及び従業者であったものは、利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき 旨を雇用契約の内容とするものである。

(苦情処理)

- 第11条 事業者は、居宅介護支援の提供又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
 - 3 事業者は、提供した居宅介護支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提供もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
 - 5 事業者は、自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

- 6 事業者は、提供した居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が 行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、 当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 7 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民 健康保険団体連合会に報告するものとする。

(人権擁護・虐待防止)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保する。

(事故発生時の対応)

- 第13条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに 市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - 2 事業者は前項の損害賠償のため、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設等との連携 および協力を行う体制を構築するように努めるものとする。

(暴力団排除)

- 第15条 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ)であってはならない。
 - 2. 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、株式会社 近畿予防医学研 究所と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

平成29年4月1日 一部改訂

平成29年8月1日 一部改訂

令和4年2月1日 一部改訂